

平成26年度 第2回安城市特別職報酬等審議会議事要旨

日 時 平成27年1月9日（金）

午前11時から午後0時20分まで

場 所 安城市役所 第10会議室

出席者 （委員） 全員出席

（事務局）企画部長、総務部長、人事課長、人事係長

<市民憲章唱和>

1 会長あいさつ

2 議事

（1）特別職の報酬等について

【事務局より資料説明】

会長 先の審議会において、ご質問ご意見のあったことに対して、事務局より回答並びに説明がありましたが、質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

委員 刈谷市の引き上げ状況ですが、市長さんについては、引き上げはなかったということですか。

事務局 市長、副市長、いわゆる特別職については、地域手当が引き上がることから、給料月額については、引き上げなしの据え置きということでございます。議長、副議長、議員のみ同じ率で引き上げるということとであります。

会長 ただいまの資料説明については、他にご質問がないようでございますので、これを踏まえまして意見交換となるわけですが、ここで事務局として、前回の審議内容及び資料に基づいて、事務局案があればご提示いただいて議論したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

事務局 【事務局案の配付及び説明】

会長 ただいま、案という形で説明がありましたことに関して、何かご質問等はございませんでしょうか。

安城市と人口規模が同規模の近隣2市である刈谷市と西尾市で平均しておりますけど、西尾市の場合は、合併して3町の報酬及び給料は

どういう形で西尾市の額となったのでしょうか？

事務局　西尾市は幡豆町、吉良町、一色町と合併されていますが、特別職の給料、並びに正副議長、議員の報酬については、西尾市の条例に基づいた金額となりますので、西尾市の金額が適用されているということです。

会長　それから、年間収入と、報酬を１２倍したものと相当差が出てきますが、地域手当等が加算されていることによるのですか。その他で加算されるものとしては、どのようなものがあるのですか？

事務局　議長、副議長、議員におきましては、期末手当が６月と１２月に支給されますので、報酬月額単純な１２倍とはなってございません。なお、議員につきましては、地域手当はございませんので、期末手当と毎月の報酬の合計が年額になっております。

会長　市長、副市長については、業績や市政に対する取り組みがどう行政に反映しているか、市民の要望にどれだけ応えているのかという評価ができるわけですが、議員さん個々というのは非常に難しいわけですし、１人、１人の議員さんが結局市民の代表として出て、それを反映した形で市がいい形になってれば、議員全てがいい仕事をしたと高評価せざるをえないと思うわけです。個々の議員さんの評価ではありませんので、この点が非常に難しいと思いますが、やはり議員活動全体をみて評価しなくてはいけないと思います。そういう中での報酬月額というのをどんな風に考えてゆけばいいかということになるのかと思います。

委員　資料でお伺いしたいのですが、３％増額の場合には、議長さんの場合ですが、５７万２千円で一番下の刈谷の２％上昇で５７万２千と一緒ですよね。そうすると、年間収入も一緒になっているけども刈谷と安城ですと地域手当の率が違いますよね。議員さんには地域手当はありませんでしたか。

事務局　今、地域手当について、ご質問ありましたが、特別職には、刈谷市、安城市ともに地域手当を支給しておりますけれども、議員には、地域手当は支給されていません。従いまして、刈谷市は、国の勧告に基づき、２７年度１％、２８年度２％、地域手当を引き上げることから、特別職の地域手当も、その率となります。一方、議員には、地

域手当はございませんので、特別職において地域手当の上昇分である1%、2%について、報酬月額で、27年度1%、28年度2%を引き上げていくという答申となっています。

事務局 特別職の地域手当でございますが、本市、刈谷市は地域手当をつけて支給しております。県内全市の特別職について、同じ扱いをしているかという点、必ずしもそうでございません。市によっては、特別職であっても議員同様地域手当を付加していないというところがあります。従いまして、前回お配りしました県内の資料を見ますと、報酬月額と年収ベースで、本来ですと同じ順位が並ぶはずですが、地域手当が加算されているところだと、順位が繰り上がっていくという現象が出ているとご理解いただければと思います。

委員 基本的なことかもしれませんが、地域手当というものは、どういう性格のものでしょうか？

事務局 地域手当でございますが、国家公務員の給料が全国で一律になっている状況では、都道府県ごとに民間企業の平均賃金と国家公務員の給料との間に差が生じております。例えば、民間賃金の高いところと、国家公務員の給与の差について、民間が高ければ、その差を埋めるために、地域手当が支給されるという制度になっています。

会長 刈谷市の場合、27年度、28年度と2段階で引き上げを行うということは、何か根拠があるのですかね。

事務局 国家公務員の場合、地域手当を上げる場合ですが、例えば3%引き上げる場合、単年で3%上げましょうということではなく、3ヵ年かけて段階的に上げていくという勧告がなされています。刈谷市さんもその勧告に基づきまして、例えば、刈谷税務署にお勤めの国家公務員さんがいらっしゃると思いますが、そこにお勤めの方たちは、従来12%であったのが、3ヵ年かけて16%へと合計4ポイント段階的に上げていくこととなります。それをおそらく刈谷市さんは準拠し、議員の方々に適用されて、あるいは職員にも今後適用されるのかもしれませんが、順番に1年ごとに上げて、最終的には16%まで3ヵ年かけて上げていくということを念頭に置いた答申だと私どもは理解しております。

会長 改正案が出ておりますけれども、議長、副議長の報酬ですが、調べ

てみましたけど、どこの市も議長、副議長、議員について、引き上げ率はほぼ一緒です。刈谷も岡崎も資料を持っておりますが一緒でした。従って議員の率が決まれば、それがあ程度スライドして、議長、副議長へと連動していきますので、まず、議員について決めればよいと考えます。そのように考える中で、この改正案として、1%から5%増額まで書いてありますけど、当然据え置きというのもありますので、その中で選択をしていただくということになってくると思います。

委員

引き上げ幅については、どこが落としどころになるのかと思うのですが、先ほど会長がおっしゃった議員の活動がわかりにくい、見えにくいというお話について、今日の議員定数削減経緯のなかで、平成23年から25年度の議会の「見える化」というのが書いてありますが、今、議会の傍聴は昼間にやっていますので、なかなか現役世代の人たちには、傍聴は難しいと思います。例えば、議会中継の方法など、「見える化」を進め、現役世代の人たちがスマートフォンやパソコン等を使用し議会中継を見ることができたり、ツイッターなどによりその場で意見が言えるようなことも考えていった方がいいのではと思います。これからの社会を担っていく30代40代の方たちが議会に関心を持ち、議員の方々がどんな活動しているかを考えていけるようなものが必要ではないかと感じます。

会長

議会活動に対する要望ですね。なお一層、見える議会化をやりたいということですね。議会報告ですか、1枚のものも発行されるようになりましたよね。より一層努力していただくという条件付になりますが、それを踏まえた上で、それでは引き上げましょうということでもいいと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。私たち執行部の方から、いただきました貴重なご意見は、この後、早速議会に伝えたいと思います。ご承知の方も多いかと思いますが、現在ケーブルテレビのキャッチで、リアルタイムではございませんが録画という形で、近隣市の議会の模様と合わせて放映しています。ただ、即時性という点でのご指摘だろうと思いますので、ご意見は議会の方に伝えていきたいと思

会長

時間の限りもありますので、皆様のご意見を総括すると、一定の

増額は止むを得ないと思われるますが、如何でしょうか。

委員

増額するということは、賛成ですが、増額するということは、大前提として、安城市の市政ですが、健全に財政的にも運営されているということが大事ではないかと思います。やはり、苦しいときに報酬を上げるということは、言語道断だと思います。そういう点では安城市は、借金の減額ですとか基金の増額等々見られるくらいに健全ですし、そういう環境は整っていると思います。また、規模の似た都市が比較されていますけど、現実問題、はるか遠い都市を比較しても、意味はあまりないと思います。過去の経緯では、刈谷市、碧南市等隣接し、関係が深いところの報酬額等々と常に比較して、切磋琢磨していただいて、お互いレベルを上げていくというような時代があったと思います。そういう意味では刈谷市を意識していただいて、この報酬の改定を決めるべきではないかと思うのですね。議員総数はこれで、28人で同じになります。しかし、人口は安城が4万人多い。その中を議員活動していくわけですから、刈谷よりも低い数字というのは如何かなと思います。少なくとも3%上げないとバランスがとれないのかなと思います。

委員

今、説明がありました、3%、非常にバランスのとれたものだと思います。1つだけ参考に意見を言わせてください。資料で、いわゆる県下の各市議会議員の期数というのがありますね。1期、2期で24人となり、言ってみるとベテランが非常に少ないということが言えます。先回の選挙の際には、実に15名の方が変わってしまった。議員の魅力が低下しているのではないかということに私は非常に懸念を持っています。これは、報酬にも関係があるのではと思います。年間の報酬額は750万から800万ぐらいです。ですから、こういう点からみても、私も3%がいいと思いますけど、できるだけこういったところで援助ができればいいのかなと思います。そういう意味では、政務活動費が30万から40万というのは、どちらかと言うと少ないですね。もっとこういった研修費とか、活動等に係る移動費とかそういうものを含めて、市議会議員さんが積極的に活動していただけるようなものを要望したいなと思います。3%としては、全体として非常にバランスがいいのですが、政務活動費とか予算がまだあるのなら、そ

ういうところにうまく使いながら、活動を積極的にやっていただけたらうれしいなと思います。

委員 私も刈谷と比較しますと安城市の方は、3%から4%上がる形になるのかなと思います。そうしますと、3%から4%の上昇という中で、議員さんも若手の方が増えたことで、やはり、生活、子供を持たれている議員さんがかなり多いので、その辺りをしっかり承知しながら額を検討し、議員さんもしっかり仕事していただきたいと思いますので、この辺りの数字でよろしいかなと思います。

会長 時間的な問題もあって、特別職についても進めたいものですから、議員については、今、出ました3%からどちらかというと4%に近いというご意見もありますが、その辺りとなるでしょうか。これは、票決を採るという形になりますか。答申としてどういう形がいいですか。

事務局 答申といたしましては、幅でというよりもこの数字でというものをいただきたいと思っています。

会長 一応、引き上げということには異論がないということでもありますので、票決を採りたいと思います。

<票 決>

- ・ 3% 8名
- ・ 4% 2名

会長 この結果に基づいて、答申をさせていただくと考えていきたいと思っています。今回決定ではありませんので、改めて4%がいいという議論になるかもしれません。一応、このような形にしたいと思います。

時間がありませんので、特別職について、進めていきたいと思っています。特別職については、現在減額をされているという状況ですから、戻すだけでは基本的に額が変わることにはなりません。この審議会においては、その戻った額つまり本来の額に対して、市政に対する評価、地域経済の状況、市民の目線も考えながら、他市との比較等を考慮して、どの程度引き上げをするのか、据え置きとするのか、こういうことになると思います。例えば、0.3%の人事院勧告に基づくという考え方もありますし、また、先ほどもお話がありましたが、地域手当の引き上げにより市長の年収が引き上がる刈谷市との比較という点で、

1 %程度を引き上げるという考えもあると思います。あるいは据え置きとする考えもあります。ご意見一つお願いします。

委員

特例が活着ている間は、私は、特別職は触れるべきではないのではないかと思います。あくまでも条例上の額に戻った段階で、果たしてそれが適切かどうかを審議すべきかと。今のようには3割もカットされている方について、そこで数%上げるかどうかと言うのはちょっと意味をなさないような気がしますので、今年の2月14日ですか条例が切れるのは。その後市長選挙があつて、どなたがなされるかにしても、その方がこの条例に対してどういう風に向き合われ、条例どおりに給料を受けていただけるならば、そのときは、やはり今度は、その数字がどうあるべきかと議論してもいいと思うのですが、今は、それだけカットされている方に対して答申するのに、上げる、下げるということ自体が私自身そぐわないかと思ひまして、今回は特別職については見合わせた方がいいのではないかと思います。

会長

据え置きという形ですね。追つて結果はご連絡いたします。時間ぎりぎりです。申し訳なかつたですね。

< 1名の委員が所用により退席 >

委員

2月1日の選挙で市長さんがどうなるかわかりませんが、仮の話ですが、もし、市長が変わられるとなつた場合を考えると、人事院の勧告された数字だけは、踏襲しておいて、後は、なられた方が考えるべきかと、こういう風に私は思ひます。

委員

先程、近隣の市の様子をみながらというご意見があつたかと思ひますが、やはり、刈谷市さんの状況を見ながら、これを進めるのがいいのかなと思ひます。地域手当を含めると逆転しますが、給料のみで見ますと、刈谷市よりも安城市の方が高いわけですから、先ほど提示していただいた人事院勧告の0.3%僅かしか上がりませんが、この程度でいいのかなというふうに私は思ひています。

会長

刈谷市は今回、給料は据え置きで、地域手当が引き上げとなるのでしたよね、特別職は。

事務局

特別職の給料月額は据え置きです。地域手当が、27年度で1%増え、28年度で2%増えるという、年収としては刈谷市の特別職は増えていきますが、給料月額は変えていないということです。

会長 資料にありますように、0.3%増ということであれば、月額3,000円増ということになりますね。

委員 最終的に、地域手当の増額分等も含めた刈谷市の市長さんの年収というのは、どれぐらいになるのですか。

委員 刈谷市長さんですが、今回、地域手当を上げていくという中で、年間収入の中の何%にあたるのですか。

事務局 先程ご質問いただいて、刈谷市長の年収について計算をいたしていますが、刈谷市長の給料月額が101万となっております。こちらは据え置きになります。しかしながら、現行12%の地域手当が27年度は1%増えて13%となります。また、この増額分が期末手当にも係ってくる形となります。

委員 地域手当について、刈谷市は27年度1%、28年度で2%上げていくのですよね。合計3%が上がるわけですね。

会長 一般職員も特別職も同様に上げていくのですね。

委員 質問です。地域手当は金額が違いますよね。例えば、刈谷市と安城市では。

事務局 現行ですと、刈谷市は、給料月額の12%、安城市は現在10%となっております。

委員 差がありますよね。金額にしたら、何千円ではなく何万にもなるのですか。

事務局 給料月額の1%の場合、例えば月額20万の給料の人でしたら、2千円。30万円の給料の人なら3千円の差になります。これが年間となりますと数万円の差となります。

委員 特別報酬にもかかってくるのですか。地域手当はつくのですか。

事務局 期末手当の計算の一部にも地域手当は含まれます。

委員 もう1つ聞いてもいいですか、刈谷市と安城市はいろいろと比較していますよね。産業構造も違いますよね。ただ隣だからという理由ではないのですよね。人口も比較的同じだからよく比較対象とするのでしょうか。

委員 人口は刈谷市の方が少ないですよね。

事務局 これは、私ども行政において、日常的業務の中で、比較する団体を決めています。皆さん方に1回目の中では類似団体という形で人口規

模、産業構造等が似かよった団体を全国からピックアップしております。これは私どもの考え方ではなく、総務省のモデルがありまして、総務省モデルに基づいて、類似団体というものがございます。ただ、皆さん方のこの報酬等審議会の中でのご意見では、県外の団体を引き合いに出すよりも、近くの自治体ということで、県内の10市及び西三河の刈谷市と西尾市を選んでいきます。これは、いずれも人口規模が現在10万から30万でございます。ご指摘の産業構造の違いですが、確かに、つぶさに見てまいりますと、刈谷市と安城市の違いはあります。ただ、少し視点を広く取りますと、刈谷市も本市も自動車関係の産業で、税収の基盤を支えておっていただけるという特性は、似かよってございます。西尾市さんもそういう意味では比較的にまだ近いのかなという感がありまして、そういう意味で、西三河というのは、産業構造というのは、多少の海岸部を持つ西尾市さんは少し違いがあるものの工業、商業においては似かよったところかなと思います。

会長

極端な言い方すれば、他市の関係は考慮せずに、安城市はいくらとすると決めてしまう。本来はそれが良いのだけど、なかなか難しいですね。そういう意味ではやはり、基準や物差し、比較対象とする市がないと、結局決めにくいことになりますね。

時間の関係もありますので、特別職について、今出ている案である据え置き、0.3%の引き上げ、1%の引き上げの3つの案で票決を採りたいと思います。

<票 決>

- ・据え置き 1名 (※)
- ・0.3% 3名
- ・1% 5名

※ただし、退席された1名も据え置きの旨の発言あり

会長

それでは、本日はこのような形で終結させていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。市長、副市長、特別職につきましては、確認でございますが据え置きが1名、0.3%の引き上げが3名、1%の引き上げが5名でございます。票決を採る前に委員が退席される折

に、判断する時期ではないだろうという旨の発言がありました。これは、言い換えますと、据え置きという理解になろうかと思います。従いまして、据え置きが2名という解釈をさせていただきました。又、議員につきましては、票決で8対2ということで3%引き上げという意見が本日の意見だったと思います。いただきましたご意見及びこの場で即答できなかった部分につきましては、整理いたしまして、次回開催までに、議事録と合わせてお送りさせていただきます。

それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。